

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 135 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和 43 年岩手県規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第 2 条 法による申請書、届書、同意書及び報告書は、<u>様式第 1 号から様式第 14 号の 5 まで</u>によらなければならない。</p> <p>(精神保健指定医の診察)</p> <p>第 3 条 精神保健指定医は、法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条の 2 第 1 項の規定による診察を行ったときは、精神障害者又はその疑いのある者の居住地を管轄する保健所長に、速やかに、その結果を入院措置に関する診断書 (<u>様式第 15 号</u>) により報告しなければならない。</p> <p>2 精神保健指定医は、法第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定による行動の制限が行われたときは措置入院のための移送に関する診察記録票 (<u>様式第 15 号の 2</u>) により、法第 34 条に規定する医療保護入院及び応急入院のための移送に係る診察を行ったときは医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票 (<u>様式第 15 号の 3</u>) により、知事に速やかにその結果を報告しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(入院措置の解除)</p> <p>第 5 条 保健所長は法第 29 条の 4 第 1 項の規定により、知事は法第 38 条の 3 第 4 項又は第 38 条の 5 第 5 項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、入院命令解除書 (<u>様式第 17 号</u>) 及び入院措置解除通知書 (<u>様式第 18 号</u>) により、当該措置入院者の保護者及びその者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>(患者票等)</p> <p>第 8 条 法第 45 条第 3 項の規定により市町村長を経て行われる申請の却下は、<u>不承認通知書 (様式第 20 号)</u> により行うものとする。</p> <p>(精神医療審査会の審査結果又は知事の職権による退院命令)</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第 2 条 法による申請書、届書、同意書及び報告書は、<u>別に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p>(特定病院認定書)</p> <p>第 2 条の 2 知事は、法第 22 条の 4 第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定に基づく認定をしたときは、別に定める様式による<u>特定病院認定書</u>により、精神病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>(精神保健指定医の診察)</p> <p>第 3 条 精神保健指定医は、法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条の 2 第 1 項の規定による診察を行ったときは、精神障害者又はその疑いのある者の居住地を管轄する保健所長に、速やかに、その結果を<u>別に定める様式による</u>入院措置に関する診断書により報告しなければならない。</p> <p>2 精神保健指定医は、法第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定による行動の制限が行われたときは<u>別に定める様式による</u>措置入院のための移送に関する診察記録票により、法第 34 条に規定する医療保護入院及び応急入院のための移送に係る診察を行ったときは<u>別に定める様式による</u>医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票により、知事に速やかにその結果を報告しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(入院措置の解除)</p> <p>第 5 条 保健所長は法第 29 条の 4 第 1 項の規定により、知事は法第 38 条の 3 第 4 項又は第 38 条の 5 第 5 項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、<u>別に定める様式による</u>入院命令解除書及び入院措置解除通知書により、当該措置入院者の保護者及びその者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>(不承認通知書)</p> <p>第 8 条 法第 45 条第 3 項の規定により市町村長を経て行われる申請の却下は、<u>別に定める様式による</u>不承認通知書により行うものとする。</p> <p>(精神医療審査会の審査結果又は知事の職権による退院命令)</p>

<p>第9条 知事は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第2項の規定に基づき精神病院に入院中の者を退院させることを命ずるときは、当該精神病院の管理者に対し退院命令書（様式第21号）を交付するものとする。</p> <p>（精神医療審査会の審査結果又は知事の職権による処遇改善命令）</p> <p>第10条 知事は、法第38条の5第5項又は第38条の7第1項の規定に基づき精神病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずるときは、当該精神病院の管理者に対し処遇改善命令書（様式第22号）を交付するものとする。</p> <p>（再入院届）</p> <p>第11条 精神病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定に基づき仮退院させた措置入院者を再び入院させたときは、再入院届（様式第23号）により当該措置入院者の居住地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>（手帳の氏名又は住所の変更）</p> <p>第12条 政令第7条第2項及び第4項の規定による変更の届出は、居住地変更届・氏名変更届（様式第24号）によらなければならない。</p> <p>（手帳の再交付）</p> <p>第13条 政令第10条第1項に規定する再交付の申請は、精神障害者保健福祉手帳再交付申請書（様式第25号）によらなければならない。</p>	<p>第9条 知事は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第2項の規定に基づき精神病院に入院中の者を退院させることを命ずるときは、当該精神病院の管理者に対し別に定める様式による退院命令書を交付するものとする。</p> <p>（精神医療審査会の審査結果又は知事の職権による処遇改善命令）</p> <p>第10条 知事は、法第38条の5第5項又は第38条の7第1項の規定に基づき精神病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずるときは、当該精神病院の管理者に対し別に定める様式による処遇改善命令書を交付するものとする。</p> <p>（再入院届）</p> <p>第11条 精神病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定に基づき仮退院させた措置入院者を再び入院させたときは、別に定める様式による再入院届により当該措置入院者の居住地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>（手帳の氏名又は住所の変更）</p> <p>第12条 政令第7条第2項及び第4項の規定による変更の届出は、別に定める様式による居住地変更届・氏名変更届によらなければならない。</p> <p>（手帳の再交付）</p> <p>第13条 政令第10条第1項に規定する再交付の申請は、別に定める様式による精神障害者保健福祉手帳再交付申請書によらなければならない。</p>
<p>2 （特定病院認定書）</p> <p>第2条の2 知事は、法第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づく認定をしたときは、別に定める様式による特定病院認定書により、<u>精神病院</u>又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>（入院措置の解除）</p> <p>第5条 保健所長は法第29条の4第1項の規定により、知事は法第38条の3第4項又は第38条の5第5項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、別に定める様式による入院命令解除書及び入院措置解除通知書により、当該措置入院者の保護者及びその者を入院させている<u>精神病院</u>又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>（精神医療審査会の審査結果又は知事の職権による退院命令）</p> <p>第9条 知事は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第2項の規定に基づき<u>精神病院</u>に入院中</p>	<p>（特定病院認定書）</p> <p>第2条の2 知事は、法第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づく認定をしたときは、別に定める様式による特定病院認定書により、<u>精神科病院</u>又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>（入院措置の解除）</p> <p>第5条 保健所長は法第29条の4第1項の規定により、知事は法第38条の3第4項又は第38条の5第5項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、別に定める様式による入院命令解除書及び入院措置解除通知書により、当該措置入院者の保護者及びその者を入院させている<u>精神科病院</u>又は指定病院の管理者に通知するものとする。</p> <p>（精神医療審査会の審査結果又は知事の職権による退院命令）</p> <p>第9条 知事は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第2項の規定に基づき<u>精神科病院</u>に入院</p>

中の者を退院させることを命ずるときは、当該精神病院の管理者に対し別に定める様式による退院命令書を交付するものとする。

(精神医療審査会の審査結果又は知事の職権による処遇改善命令)

第10条 知事は、法第38条の5第5項又は第38条の7第1項の規定に基づき精神病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずるときは、当該精神病院の管理者に対し別に定める様式による処遇改善命令書を交付するものとする。

(再入院届)

第11条 精神病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定に基づき仮退院させた措置入院者を再び入院させたときは、別に定める様式による再入院届により当該措置入院者の居住地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

院中の者を退院させることを命ずるときは、当該精神科病院の管理者に対し別に定める様式による退院命令書を交付するものとする。

(精神医療審査会の審査結果又は知事の職権による処遇改善命令)

第10条 知事は、法第38条の5第5項又は第38条の7第1項の規定に基づき精神科病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずるときは、当該精神科病院の管理者に対し別に定める様式による処遇改善命令書を交付するものとする。

(再入院届)

第11条 精神科病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定に基づき仮退院させた措置入院者を再び入院させたときは、別に定める様式による再入院届により当該措置入院者の居住地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第25号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律（平成18年法律第94号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届等について適用し、同日前に提出した届等については、なお従前の例による。